

200838039A

平成20年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

薬物乱用・依存等の実態把握と
「回復」に向けての対応策に関する研究

(H19-医薬-一般-025)

研究報告書

(総括研究報告書+分担研究報告書)

平成21年(2009年)3月

研究代表者：和田 清

目 次

I. 総括研究報告書	和田 清（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	1
II. 分担研究報告書		
II-1. 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究		
1-1：薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査(2008年)	和田 清（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	15
1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査	尾崎 茂（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	87
1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究	庄司正実（目白大学 人間社会学部）	135
1-4：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究	嶋根卓也（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	163
1-5：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究	福永龍繁（東京都監察医務院）	193
II-2. 「回復」に向けての対応策に関する研究		
2-1：薬物依存症者に対する社会復帰資源に関する研究（2）	宮永 耕（東海大学 健康科学部社会福祉学科）	205
2-2：少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究	松本俊彦（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	217
2-3：薬物依存症者の治療における家族介入の有効性評価に関する研究	近藤あゆみ（新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科）	235
III：海外渡航報告書		
1. 和田 清：ニューヨーク、サンフランシスコ（米国）	249	
2. 嶋根卓也：チェンマイ（タイ王国）	250	
3. 宮永 耕：ワルシャワ、クラクフ（ポーランド）、ガヴレ（ベルギー）、ミーセン（ノルウェー）	252	
4. 松本俊彦：ウースター、ボストン、ニューヨーク（米国）	253	
IV：研究成果の刊行に関する一覧表	254	
V：研究成果の刊行物・別刷り	別添	

總 括 研 究 報 告 書

平成20年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
総括研究報告書

薬物乱用・依存等の実態把握と「回復」に向けての対応策に関する研究
(H19-医薬一般-025)

研究代表者 和田 清 国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部長

研究要旨 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するため、薬物乱用・依存等の実態を把握し、同時に、「回復」に向けての対応策を提示するための研究を実施した。

■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究 性質の異なる対象に対して、実態調査を実施した。研究1-1：全国中学生調査 ①有機溶剤の生涯経験率は男子で0.9%、女子で0.6%、全体では0.8%であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。②有機溶剤乱用の勢いは確実に弱くなっていると考えられる。③有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。④その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。⑤中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。⑥大麻の生涯経験率は、男子で0.4%、女子で0.2%、全体で0.3%であり、覚せい剤の生涯経験率は、男子で0.4%、女子で0.2%、全体で0.3%であった。この結果は、大麻、覚せい剤ともに減少傾向を示している。⑦有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は調査年毎に上昇していたが、今回の2008年では2006年に比べて低下していた。この結果を重く受け止め、再度、薬物乱用防止教育の実施とあり方を検討する必要がある。⑧有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。このことは、わが国の中学生では、喫煙→有機溶剤乱用→大麻・覚せい剤乱用という流れがあることを強く示唆する結果であった。研究1-2：全国精神科病院調査 ①主たる使用薬物別では、「覚せい剤症例」が52.1%と最も多く、「有機溶剤症例」14.1%と合わせると全体の2/3を占めた。②「覚せい剤症例」の病態としては精神病性障害が中心で、従来の調査と同様に長期にわたる遷延性の状態像がうかがわれた。③有機溶剤乱用は下火になりつつあるが、「使用歴を有する薬物」としては43.7%、「初回使用薬物」としても41.2%と依然として高い水準を維持しており、薬物乱用への入門薬としての役割は依然として軽視できない。④「睡眠薬症例」と「抗不安薬症例」を合わせた鎮静剤関連症例の割合は徐々に増加の傾向がみられており、これらと「鎮痛薬症例」では平均年齢、使用開始年齢など高く、複数の薬物を併用する傾向がみられた。⑤「大麻症例」は全体の2.5%と前回調査と同様に低い割合であったが、「大麻使用歴を有する症例」は全体の26.1%と高水準を保っていた。⑥「リタリン症例」は0.7%、「リタリン使用歴を有する症例」としても2.5%と低下しており、保険適用病名の変更および処方・調剤・流通管理の厳格化による一定の効果が現れていると思われた。⑦また、各症例において「治療・回復において問題となる点」としては、「使用欲求・渴望のコントロール困難」が48%と最も高く、次いで「断薬への動機付けが希薄なこと」「精神科併存症の存在」がそれぞれ1/3にみられた。⑧これらの結果から、「依存症」と「併存症」に焦点を当てた治療プログラムの充実や社会資源の整備が求められていることが明らかになった。研究1-3：全国の児童自立支援施設調査 ①有機溶剤乱用経験者（以下、乱用者）は男性で10.7%、女性で30.5%であり、大麻乱用者は男性で4.0%、女性で14.0%であった。覚せい剤乱用者は男性で0.3%、女性で6.9%であった。ブタン乱用者は男性で11.7%、女性で18.8%であった。その他、抗不安薬（安定剤）乱用が男性で5.3%、女性で17.4%であり、プロン（咳止め液）乱用は男性で2.8%、女性で10.2%であった。②従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。③有機溶剤乱用は経年的には確

実に減少していた。④大麻乱用は経年的には大きな変化が認められなかった。⑤覚せい剤乱用は男女ともに2000年ころまでは増加傾向にあったが、2002年以降減少傾向を示していた。⑥入所非行児の非行程度はやや軽度化している傾向が疑われた。⑦児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスクグループであるが、これらの児童による乱用薬物は、従来の有機溶剤中心ではなくなってきていることが示された。**研究1-4：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究** ①薬物乱用経験者は、大麻2名、有機溶剤1名のみであった。②2007年度を除き、大麻が最も乱用されている薬物であった。しかし、2000～2008年度の推移を見る限り、薬物乱用経験は、減少傾向にあると言えそうだ。③「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」では、大学生への対策が盛り込まれ、1次予防の対象が大学生までに拡大されるようになった。しかし、薬物依存の予防という観点からは、全体を対象とする1次予防のみならず、薬物と既に関わりを持つ学生に対する再発予防（早期発見、早期介入などの2次予防）も重要である。大学では、健康管理センターや学生相談室といったセクションに、薬物乱用に対応できる専門職（精神科医、臨床心理士、保健師など）がいると考えられる。今後、こういったセクションが再発予防のプログラムを提供できる環境を作っていく必要があると考えられる。また、必要に応じて、外部専門機関（精神保健福祉センター、精神科医療施設、自助グループなど）からの協力を得ることも重要であろう。**研究1-5：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究** ①東京都監察医務院において取り扱った平成19年のすべての異状死総数13,154件、剖検2,647件のうち、薬毒物の検出状況を調査した。②検出された薬毒物としては、アルコール及び医薬品が非常に高頻度であり、検出率が低いものの一酸化炭素、青酸、ガス類、覚醒剤、MDMAなどが検出された。③検出された医薬品の中で最も高頻度に検出されたものが、睡眠・鎮静剤の中ではフェノバルビタール、精神・神経用剤の中では塩酸クロルプロマジン、その他として塩酸プロメタジンであり、ベゲタミンAの関与する死亡の多いことが疑われた。④又、MDMAの濫用の5例についてその中毒発生状況を調査した。いずれも剖検によって初めてその濫用が判明した若年者であった。⑤今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因明制度の全国的展開が期待される。

■研究2 「回復」に向けての対応策に関する研究 **研究2-1：薬物依存症者に対する社会復帰資源に関する研究(2)** ①わが国の薬物依存者処遇中で大きな役割を担ってきたダルクの今日的な機能を明確にし、現在の社会制度のもとで運営されるダルクが抱える問題点を明らかにするために、全国50前後あるダルクの中でも、早期から自治体と「連携」し、公的補助金（障害者自立支援制度も含めて）を受けながら「発展」し、その運営・存在が「盤石」と見られてきた1カ所のダルクを例に、ダルクと現行社会制度（特に自治体による公的経済援助）との関係を検討した。②財政全体に占める公的運営費補助の割合が拡大するにつれ、本来の回復のための自助組織から、「サービス・プロバイダー」としての「役割」任務の比重が増大していた。③このことは、不可避的に社会制度を反映した委託者側のコントロールに関わらざるを得なかつたことを意味する。④このコントロールは、行政機関から指導監査等をとおした「改善指導」という形でNPO法人としてのダルク（事実上は「理事会」）に向けられる。⑤その結果、本来、当事者活動として進められてきたダルクの運営が、行政→理事会主導型に変遷して行き、運営主体と援助スタッフとの間にコンフリクトを生み出す結果となつた。⑥結果的に、このダルクは運営上の窮地に陥ってしまっている。⑦現行の障害者自立支援法において、入寮を伴った大半のダルクは、制度に合わせて運営を変える（NPO法人化）以外に補助金を受託する方法はなく、利用者の要援助ニーズの内容とは必ずしも合致しない規準のもとで運営せざるを得ない面が強い。⑧行政機関はもとより、全国のダルク自体、一ダルクで起きている問題を重く受け止めて、解決策を検討してゆく必要がある。**研究2-2：少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究** ①薬物乱用問題を持つ少年鑑別所被収容少年のための自習ワークブックを開発し、それを用いて少年鑑別所被収容少年に対して介入を試み、その前後で尺度を用いた評価を行った。②ワークブック終了後、薬物依存に対する自己効力感スケール得点の上昇は不十分なものであったが、薬物依存症に対する問題意識と治療に対する動機付けの程度を反映するSOCRATES項目の得点については、十分な上昇が認められた。③これらの結果から、本自習ワークブックが、薬物乱用問題を抱える少年が自らの問題に対する認識を深め、援助を受けることの必要性の自覚を促す可能性が示唆され、現実的で効率的、かつ汎用性が高い方法であると考えられた。**研究2-3：薬物依存症者の治療における家族介入の有効性評価に関する研究** ①薬物依存症リハビリテーション施設利用者の入所1年後と家族の回復への取り組みとの関連

について検討した。②入所 1 年後には対象者の 39.7% が施設の職員の同意を得ないで自主退寮をしていた。また、薬物乱用期間が長い者ほど、自主退寮者の割合が増加することが示された。③対象者の薬物乱用期間が長い家族は、短い家族と比較して、様々な薬物関連問題に悩まされているにも関わらず、家族が支援を受けることの意義や重要性を十分理解できておらず、回復への取り組みが消極的になっているケースが少なくないものと思われた。④本人の薬物乱用期間が長くなってくると、本人の滞在率は低下し、回復への取り組みが消極的である家族の割合も増加するが、家族の取り組みが積極的である場合は、消極的である場合に比べて、本人の滞在率が高い傾向が示され、家族支援・介入の意義はあるものと思われる。

【結論】各種実態調査での薬物乱用経験率は減少傾向にある。ただし、乱用される薬物の種類をみると、「有機溶剤→覚せい剤」というわが国の伝統的な構図は大きく変化しており、大麻の締める割合の増加が危惧される結果であった。また、わが国の薬物依存者処遇中で大きな役割を担ってきたダルクは、財政全体に占める公的運営費補助の割合が拡大するにつれて、本来の回復のための自助組織から、「サービス・プロバイダー」としての「役割」任務の比重が増大し、障害者自立支援法のもとで、行政→理事会主導型に変遷して行き、結果的に、経済的にも運営論的にも立ちゆかない状況に陥ってしまった実態が紹介された。行政機関はもとより、全国のダルク自体、一ダルクで起きている問題を重く受け止めて、解決策を検討してゆく必要がある。

分担研究者

和田 清	国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長
尾崎 茂	国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 室長
庄司正実	目白大学 人間社会学部 教授
嶋根卓也	国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 流動研究員
福永龍繁	東京都監察医務院 院長
宮永 耕	東海大学 健康科学部社会福祉学科 准教授
松本俊彦	国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 室長
近藤あゆみ	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 講師

略」が策定され、平成 20 年 8 月には「第三次薬物乱用防止 5 カ年戦略」が策定された。

この 15 余年間、薬物乱用・依存状況は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法性薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までの拡大等、激変し、その後は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存、大麻乱用の拡大等、使用自体では捕まらない薬物の乱用という方向性で進行し、ある意味では混沌としていると評するべきであろう。

これらの状況変化のなかで、依存性薬物乱用・依存の実態把握の必要性と、薬物乱用・依存が及ぼす社会的影響と状況に合致した対策検討の必要性は、ますますその不可欠性を増している。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起こし的性質があり、困難を極める。2007 年度～2008 年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みた。対象・調査法は次の通りである。①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握するための全国住民調査（層化二段無作為抽出調査）（2007 年度）、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生に対する全国調査（層別一段集落抽出調査）（2008 年度）、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国精神科医療施設調査（2 ヶ月間の全数調査）、④ハイリスクグループである全国の児童自立支援施設入所者調査（全数調査）。

A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。この間、薬物乱用対策推進本部により、平成 10 年 5 月に「薬物乱用防止 5 カ年戦略」が策定され、平成 15 年 7 月には「薬物乱用防止新五カ年戦

⑤大学新入生を対象とした意識・実態調査（定点調査）、⑥生物学的マーカーを使用した乱用実態調査の一つとしての監察医務院での調査である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することができると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2007年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、②～⑥に関しては2008年の本調査に向けての準備研究とし、2008年度は①薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査と②～⑥の本調査を実施した。

また、覚せい剤事犯検挙者の再犯率が55.7%（2007年）と高いように、薬物依存からの「回復」は困難を極める。欧米では「治療共同体」が薬物依存症治療の主役を担っているが、このような社会資源はわが国には存在せず、医療施設とDARC（ダルク）を中心とする民間治療施設があるのみである。そこで、本研究では、将来のわが国での「治療共同体」導入を想定して、わが国に適した「治療共同体」とはどういう物なのかを検討すると共に、既存の社会資源（DARC等の民間治療施設）の抱える諸問題を明らかにし、合わせて、ハイリスク青少年（あるいは既に薬物を乱用した青少年）への「回復」支援法の提供とその有効性の検証、家族会の有効性研究を行うことによって、「回復」に向けた対応策整備の際の基礎資料を提供することにした。

B. 各分担研究の目的、方法、及び結果

■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

研究1-1：薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査

分担研究者 和田 清

国立精神・神経センター

精神保健研究所 薬物依存研究部長

わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、特に有機溶剤乱用に関する危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有

機溶剤・大麻・覚せい剤乱用に対する意識・実態調査を実施した。その結果、以下のような結論を得た。

① 有機溶剤の生涯経験率は男子で0.9%、女子で0.6%、全体では0.8%であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。② 有機溶剤乱用の目撃率は着実に低下しており、「身近に経験者がいる」と答えた者の率も1998年のピーク（5.2%）から着実に減少していた（1.9%）。また、有機溶剤乱用に「誘われた」ことのある者の率も2000年調査をピーク（1.8%）に調査年次毎に漸減し、2008年には1.0%であった。③ 以上を総合して、有機溶剤乱用の勢いは確実に弱くなってきていると考えられる。④ 有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。⑤ その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。⑥ 結局、有機溶剤経験者群は、相対的に見れば、家庭にも、学校にもなじめず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推測することできよう。⑦ また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。⑧ 有機溶剤乱用による健康への害知識の周知率は調査年毎に上昇していたが、今回の2008年では2006年に比べて低下していた。この結果を重く受け止め、再度、薬物乱用防止教育の実施とあり方を検討する必要がある。⑨ 大麻、覚せい剤の生涯経験者数は無回答者数よりも少なく、その意味では参考データ的意味合いを否定はできないが、大麻の生涯経験率は、男子で0.4%、女子で0.2%、全体で0.3%であり、覚せい剤の生涯経験率は、男子で0.4%、女子で0.2%、全体で0.3%であった。大麻の生涯経験率は、1998年をピーク（0.7%）に、以後減少はしたものの、2000年～2004年と停滞していたが、今回の2008年調査で減少傾向をはっきりと確認することができた。覚せい剤の生涯経験率は、1998年、2004年に記録した最高値（0.5%）

以降、2006年、2008年と連続して減少していた。
⑩ 大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、覚せい剤に関しては2006年調査の結果よりも低い結果であった。同時に、そもそも周知度自体が未だに高いとは言えず、薬物乱用防止教育の一層の推進が望まれる結果であった。
⑪ 大麻、覚せい剤の入手可能性は2002年から2006年にかけて減少していたが、今回の2008年調査の結果は2006年とほとんど同じか少々増加を示す結果であった。ただし、有機溶剤乱用非経験者群では「絶対不可能」を選択した者が、大麻でも覚せい剤でも男女ともに約70%弱であるのに対して、有機溶剤乱用経験者群では、大麻に関しては男子で約44%、女子で約63%の者が、また、覚せい剤に関しては男子で約43%、女子で44%の者が入手可能を選択していた。つまり、わが国の中学生にとって、有機溶剤を一回でも乱用すると言うことは、大麻、覚せい剤の入手が身近なものになる状況に入り込むことになるという特徴を強く示唆する結果であった。
⑫ 法の遵守性については、喫煙については全体の約9%の者が「少々ならかまわない」を選んでいるのに対して、「シンナー遊び」に関してそれを選んだ者は1.3%に過ぎず、大麻では1.6%であったことは、同じ依存性薬物と言えども、有機溶剤及び大麻乱用への心理的垣根は喫煙よりははるかに高いことを物語っている。
⑬ また、有機溶剤乱用経験者群の23.3%の者に大麻乱用の経験があり、20.6%の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。このことは、わが国の中学生では、喫煙→有機溶剤乱用→大麻・覚せい剤乱用という流れがあることを強く示唆する結果であった。

研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

分担研究者 尾崎 茂
国立精神・神経センター
精神保健研究所薬物依存研究部室長

全国の精神科病床を有する医療施設1,622施設を対象に、薬物関連精神疾患の実態調査を郵送法

にて施行し、785施設(48.4%)から284症例の報告を得た。主たる使用薬物別では、『覚せい剤症例』が148例(52.1%)と最も多く、『有機溶剤症例』40例(14.1%)と合わせると全体の2/3を占めた。『覚せい剤症例』の病態としては精神病性障害が中心で、従来の調査と同様に長期にわたる遷延性の状態像がうかがわれた。有機溶剤乱用は下火になりつつあるが、「使用歴を有する薬物」としては43.7%、「初回使用薬物」としても41.2%と依然として高い水準を維持しており、薬物乱用への入門薬としての役割は依然として軽視できない。『睡眠薬症例』と『抗不安薬症例』を合わせた鎮静剤関連症例の割合は徐々に増加の傾向がみられており、これらと『鎮痛薬症例』では平均年齢、使用開始年齢など高く、複数の薬物を併用する傾向がみられた。近年、大麻乱用の拡大が懸念されており、『大麻症例』は全体の2.5%と前回調査と同様に低い割合であったが、「大麻使用歴を有する症例」は全体の26.1%と高水準を保っていた。『リタリン症例』は2例(0.7%)、「リタリン使用歴を有する症例」としても7例(2.5%)と低下しており、保険適用病名の変更および処方・調剤・流通管理の厳格化による一定の効果が現れていると思われた。また、各症例において「治療・回復において問題となる点」としては、「使用欲求・渴望のコントロール困難」が48%と最も高く、次いで「断薬への動機付けが希薄なこと」「精神科併存症の存在」がそれぞれ1/3にみられた。これらの結果から、「依存症」と「併存症」に焦点を当てた治療プログラムの充実や社会資源の整備が求められていることが明らかになった。今後も、精神科医療現場における使用薬物の動向を把握しつつ、依存と併存症に対する適切な治療的処遇の検討と実現が急務の課題であると考えられた。

研究1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

分担研究者 庄司正実 目白大学
人間社会学部 助教授

薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および実態を把握ために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に質問紙調査を実施し

た。有効調査人数は、1289人であった。調査により以下のような結果が得られた：1)有機溶剤乱用経験者（以下、乱用者）数は男性93人(10.7%)女性128人(30.5%)、大麻乱用者数は男性35人(4.0%)女性59人(14.0%)、覚せい剤乱用者数は男性3人(0.3%)女性29人(6.9%)、ブタン乱用者数男性102人(11.7%)女性79人(18.8%)であった。その他、抗不安薬(安定剤)乱用が男性46人(5.3%)女性73人(17.4%)、プロン(咳止め液)乱用が男性24人(2.8%)女性43人(10.2%)に認められた。従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。2)1994年度からの薬物乱用頻度の変化は以下のとおりである。有機溶剤乱用はこれまで男女とも減少傾向であったが、今回も同様であった。特に男性において減少傾向が強く、1994年の41.2%から2006年以降10%前後になっている。女性でも1994年59.6%から2006年以降30%となっている。覚せい剤乱用は男女とも2000年ころまで増加傾向にあったが、2002年以降減少傾向を示している。大麻乱用頻度について男性は5%から6%前後であったがあまり変化していない。女性では1994年(22.0%)および1996年(19.0%)はやや高かったが1998年から14%から15%台であまり変化はない。3)有機溶剤乱用に対する態度の年代変化を検討したところ、1998年と比較して大きな変化は見られなかった。ことのことより近年の有機溶剤乱用頻度の減少と児童の薬物乱用への態度はあまり関係がないと考えられた。一方、入所非行児の非行歴を検討した結果非行程度がやや軽度化している傾向が疑われた。児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスクグループである。今回の調査により児童の乱用薬物が従来のように有機溶剤中心ではなくなってきていることを示している。今後とも継続的に実態を把握していくことが必要である。

研究1-4：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究

分担研究者 嶋根卓也
国立精神・神経センター
精神保健研究所薬物依存研究部
流動研究員

大学生の薬物乱用実態の一端を把握するため

に、A大学の新入生376名を対象に、自記式質問紙調査を実施し、以下の知見を得た。

1) 薬物乱用経験者は、大麻2名、有機溶剤1名のみであった。男子は、女子に比べて、大麻との距離が近く、乱用リスクが高い可能性が示唆された。2) 2007年度を除き、大麻が最も乱用されている薬物であった。しかし、2000~2008年度の推移を見る限り、薬物乱用経験は、減少傾向にあると言えようである。3) 薬物乱用リスクが高いグループほど、生活習慣に乱れがあり、危険飲酒行動や喫煙経験が多く、反社会的な問題行動を経験している傾向がみられた。平成20年8月に新たに出された第三次薬物乱用防止5カ年戦略では、大学生への対策が盛り込まれ、1次予防の対象が大学生までに拡大されるようになった。しかし、薬物依存の予防という観点からは、全体を対象とする1次予防のみならず、薬物と既に関わりを持つ学生に対する再発予防（早期発見、早期介入などの2次予防）も重要である。大学では、健康管理センターや学生相談室といったセクションに、薬物乱用に対応できる専門職（精神科医、臨床心理士、保健師など）がいると考えられる。今後、こういったセクションが再発予防のプログラムを提供できる環境を作っていく必要があると考えられる。また、必要に応じて、外部専門機関（精神保健福祉センター、精神科医療施設、自助グループなど）からの協力を得ることも重要であろう。

研究1-5：監察医療院における薬物検出の実態に関する研究

分担研究者 福永龍繁
東京都監察医療院 院長

薬物濫用・依存の実態を知るために、東京都監察医療院において取り扱った平成19年のすべての異状死総数13,154件、剖検2,647件のうち、薬毒物の検出状況を調査した。検出された薬毒物として、アルコール及び医薬品が非常に高頻度であり、検出率が低いものの一酸化炭素、青酸、ガス類、覚醒剤、MDMAなどが検出された。検出された医薬品の中で最も高頻度に検出されたものが、睡眠・鎮静剤の中ではフェノバルビタール、精神・神経用剤の中では塩酸クロルプロマジン、その他として塩酸プロメタジンであり、ベゲタミンAの

関与する死亡の多いことが疑われた。又、MDMAの濫用の5例についてその中毒発生状況を調査した。いずれも剖検によって初めてその濫用が判明した若年者であった。外表検査から病死が疑われても、剖検そして検査を行うことによって薬毒物の使用が発見された事例が多くあった。

今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

■研究2 「回復」に向けての対応策に関する研究

研究2-1：薬物依存症者に対する社会復帰資源に関する研究（2）

分担研究者 宮永 耕 東海大学
健康科学部社会福祉学科 准教授

わが国の薬物依存者処遇で相対的に大きな領域を占める司法及び医療の諸制度と関連しつつ、社会福祉援助領域の中で大きな役割を担ってきたダルクの今日的な機能を明確にし、現在の法体系のもとで運営されるダルクが抱える問題点を明らかにするために、障害者自立支援制度と関わって運営されている1か所のダルクの例を取り上げて検討した。合わせて、ヨーロッパ諸国で行政による経費負担によって運営される治療共同体(TC)施設の運営状況をヒアリング調査し、その結果からダルクとTCにおけるサービス委託関係の異同についても検討した。①行政から運営費補助を受けることになったダルクは、財政全体に占めるその割合が拡大するにつれ、不可避的に社会制度を反映した委託者側のコントロールに関わらざるを得ない。②上記のコントロールは、行政機関から直接援助スタッフに対して向けられるものではなく、指導監査等をとおした「改善指導」という形で、団体内部の運営に間接的に代行させる。それにより運営主体と援助スタッフとの間にコンフリクトを抱えるリスクが発生する。③現行の障害者自立支援法において、入寮を伴った大半のダルクの場合は特に、制度に合わせて運営を変える(NPO法人化)以外に補助金を受託する方法はなく、利用者の要援助ニーズの内容とは必ずしも即応しない規準に対しても同様の選択をせざるを得ない。

④行政からの運営費補助を受けて運営されるヨーロッパのTC施設の場合、直接援助サービスの提供に関わるスタッフも回復者と専門援助職とで構成されているため、あるいは団体運営にも回復者と専門職とが同一の目的で関与するために、ダルクの場合におけるスタッフと支援者という関係でのコンフリクトは回避し易い。⑤社会制度の変化の中で多様に理解されてきているダルクの本来的な価値と独自の機能を有効に維持するためには、意識的に別の環境を創出(TCの設置等)して、援助機能を相対化することがどうしても必要であると考えられた。

研究2-2：少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究

分担研究者 松本俊彦
国立精神・神経センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
室長

薬物乱用問題を持つ少年鑑別所被収容少年のための自習ワークブックを開発し、それを用いて少年鑑別所被収容少年59名に対して介入を試み、その前後で尺度を用いた評価を行った。ワークブック終了後、薬物依存に対する自己効力感スケール得点の上昇は不十分なものであったが、薬物依存症に対する問題意識と治療に対する動機付けの程度を反映するSOCRATES項目の得点については、十分な上昇が認められた。これらの結果から、本自習ワークブックが、薬物乱用問題を抱える少年が自らの問題に対する認識を深め、援助を受けることの必要性の自覚を促す可能性が示唆された。また、本ワークブックを利用した者の感想から、ワークブックの難易度が適切なものであり、利用者の大半が有用であるという感想を持ったことが明らかにされた。以上より、少年鑑別所入所中における「自習ワークブック」による介入は、現実的で効率的、かつ汎用性が高い方法であると考えられた。

研究2-3：薬物依存症者の治療における家族介入の有効性評価に関する研究

分担研究者 近藤あゆみ
新潟医療福祉大学
社会福祉学部 社会福祉学科 講師

薬物依存症リハビリテーション施設利用者の入所1年予後と家族の回復への取り組みとの関連について検討することを目的に研究を実施した。1)入所1年後には対象者の39.7%が施設の職員の同意を得ないで自主退寮をしていた。また、薬物乱用期間が長い者ほど、自主退寮者の割合が増加することが示された。2)入所前の対象者と家族との関係については、「家族と共に生活」が36.5%を占めており、「主たる生活費の出所が家族またはパートナー」の割合も41.3%を占めているという結果であった。このように、多くの家族は依存症者本人と密接な関係にあり、負担が大きいことが推測された。3)家族の回復への取り組みについては、約半数は回復への取り組みを積極的に行ってていることが示されたが、同時に、依存症者本人の薬物乱用期間により家族の取り組み姿勢が変化する可能性が示唆された。4)また、対象者の薬物乱用期間が長い家族は、短い家族と比較して、様々な薬物関連問題に悩まされているにも関わらず、家族が支援を受けることの意義や重要性を十分理解できていないケースが少なくないものと思われた。5)薬物乱用期間が短い場合は、入所1年後に本人が施設にとどまっている率は高く、また、多くの家族はある程度積極的に回復に向けた取り組みを行っているが、それにも関わらず、本人が施設を出た後は、再び自宅に迎え入れているケースも存在することが示唆された。6)一方、本人の薬物乱用期間が長くなってくると、本人の滞在率は低下し、回復への取り組みが消極的である家族の割合も増加するが、家族の取り組みが積極的である場合は、消極的である場合に比べて、本人の滞在率が高い傾向が示されており、家族支援・介入の意義はあるものと思われる。7)これらの研究結果を踏まえ、今後は様々な段階の家族を念頭に置き、段階に応じた教育プログラム、動機付け、メンタルヘルス改善のための支援を行うなど、一層の家族支援・家族介入の充実が望まれる。

(倫理面への配慮)

本研究のすべては、各施設での倫理委員会に諮った上で実施した。

C. 考察

研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調査」(以下、住民調査)を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」(以下、中学生調査)、「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(以下、精神科病院調査)、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」(以下、児童自立支援施設調査)を実施する年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「大学新入生における薬物乱用実態に関する研究」と「監察医務院における薬物検出の実態に関する研究」を加えた。

本年度は上記の②の年度に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国のNational Institute on Drug Abuseの疫学部門より、2002年にはタイ王国のOffice of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister主催による会議に、また、2005年、2006年には台湾のDepartment of Health主催による国際会議にての講演を招聘されてきている。

2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「中学生調査」では、1996年以来、層別一段集

落抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、調査実施校数の割合は、第一回の1996年には58.1%であったものが、1998年には71.2%、2000年には73.7%と上昇し、2002年調査でも71.0%と70%台を確保できた。しかし、2004年調査では69.3%と低下し、2006年調査では66.3%と70%台を割ってしまった。その原因としては、1998年には第三次覚せい剤乱用期への危機感が教育現場でも強く、「薬物乱用防止5カ年戦略」（薬物乱用対策推進本部）が策定されこともあって、調査実施校率があがったものの、その後の学校現場における様々な「事件」「問題」の頻発により、薬物乱用問題への社会的関心が相対的に薄められてきていることと、本調査の実施に割く時間が狭められた結果ではないかと推定している。今回の2008年調査での実施校率は62.7%であり、かろうじて60%台を確保出来た。おそらく、実施校率の低下傾向は今後も続くであろうが、継続こそが本調査研究の最大の価値であると考えられるため、今後も、70%を目標に継続実施していく必要があろう。

「全国精神病院調査」「全国児童自立支援施設調査」は全数調査という方法を探っている。

「全国精神病院調査」では、調査協力施設の割合がなかなか上がらない問題が続いている。2002年調査では、なんとか52.6%であり、2004年調査でも50.5%（837施設）であったが、2006年調査では56.7%を確保できた。しかし、今回の2008年調査では48.4%と50%を切ってしまった。

ただし、785施設中86.2%（全国の1,622施設中では41.7%）が「該当症例なし」と言う結果であり、回答率を上げる作業は「該当症例なし」の施設から、「該当症例なし」という報告をいただく作業になるくらいがある。その背景には、我が国の薬物関連精神障害患者に対する医療対応システムの貧困がある。当主任研究者による試算によれば、2000年6月30日時点での全国精神病院病名別在院患者数（「我が国の精神保健福祉」監修 精神保健福祉研究会）を元に算出すると、我が国の覚せい剤関連精神障害入院患者の約18%がわずか某6病院で占められている現実があり（1645施設中のわずか6施設である）、薬物関連精神障害患者に対する我が国の貧困な現状が明らかである。したがって、医療システムの開発・改善が急務であるが、その際、必須となる社会資源の一つが後述す

る「治療共同体」であると考えている。

「全国児童自立支援施設調査」での対象数は、1994年で1339人、1996年で1194人、1998年で1315人、2000年で1327人と、1200人から1300人前後で一定していたが、2002年では851人と減少した。2004年調査では、質問項目数を少なくし回収率が低下しないよう配慮したこともあり、回収数は1230人となり、2002年より前のレベルに戻すことができた。しかし、2006年調査では986人と後退してしまった。今回の2008年調査では1,289人と回復したが、そもそも調査の実施自体が施設にとっては負担であることは否めず（「全国中学生調査」「全国精神病院調査」でも言えることであるが）、全国調査の維持と言うものがなかなか容易ではないと言うことを実感せざるを得ない。

昨秋、大学生における大麻乱用の報道が頻発したことは記憶に新しい。ただし、この時期に大学生間で大麻の乱用が急に増加したのではなく、大麻の乱用はすでに社会全般に広がりを見せていました、「有名大学生」の逮捕に端を発した報道の頻発であったことは押さえておく必要がある。しかし、そもそも、わが国には全国の大学生における薬物乱用実態把握調査は事実上存在しない。そこで、せめてもという思いで実施しているのが、A大学との協力の下で実施している「大学新入生における薬物乱用実態に関する研究」である。わずか1校での調査であるから、その結果を持って云々は言えないが、各大学にはこの種の調査の重要性に目を向けて頂きたい。実態把握なくして対策はたてられない。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能ならば何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最適である。そのため、当研究代表者は、かつて第三次救急医療センター受診者の尿・血液からの薬物検出調査を組織したことがあったが、各施設でのマンパワー不足により、結果的に断念せざるを得なかった。そこで、今回の2年間の研究では、東京都監察医務院の協力を得て、監察医務院が関与した死体検案例における薬物検出の実態調査を行うこととした。

研究2 「回復」に向けての対応策に関する研究

1. 研究の位置付け

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆる分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ！ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。しかし、本研究代表者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約75%の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、眞の薬物乱用防止のために、強力な一次予防と共に、二次予防（早期発見・早期治療）・三次予防（薬物依存からの回復と社会復帰）を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成10年に始まった「薬物乱用防止5か年戦略」において、二次予防・三次予防の重要性が指摘されていたにもかかわらず、実際には実効的対策はほとんどとらず、結果的に薬物依存症治療に限れば、わが国は先進諸国の中で、この点においては世界最貧国と言っても過言ではない状況のままである。それが原因の全てではないにしても、結果として、覚せい剤事犯検挙者の再犯率は55.7%（2007年）と高い。従来の「薬物乱用防止（新）5か年戦略」では「4つの目標」の4番に位置づけられてきた「薬物依存・中毒者の治療・社会復帰」が「第三次薬物乱用防止5か年戦略」では2番目に位置づけられた意味はそこのあるのであろう。

世界的に見た場合、薬物依存症治療の主な場所は「治療共同体」である。しかし、わが国にはそのような社会資源は存在せず、医療施設とDARC（ダルク）を中心とする民間治療施設があるのみである。しかも、有床精神科医療施設は全国に約1,660前後あるが、そのうちのわずか6施設に、入院している全覚せい剤関連精神障害患者の約18~19%が入院しているという驚くべき偏在がある（厚労省による6月30日現在調査）。

米国では「drug court制度」（薬物裁判所制度）が一般化し、薬物乱用・依存者に対する医療と司法の協同システムとして世界的な関心を集めているが、わが国では前述したように、ダルクと限られた医療施設以外に「受け皿」が存在しない。そもそもダルクとは、薬物依存症から回復したいと願う当事者たちが回復をめざして共同生活する場であった。しかし、今回の宮永による分担研究報告にあるように、全国に50前後あるダルクの中で

も、早くから自治体と連携し合い、公的補助金のもとに順調に「成長」し、「盤石」と見られていた某ダルクが、公的補助金を受け続ける中で「リハビリ・プロバイダー」としての役割が大きくなり、運営上も当事者主体というよりは理事会主導型への変更を余儀なくされ、最終的には障害者自立支援法のもとで、運営上立ちゆかなくなってしまった事実の投げかける問題は大きい。このことに関しては、行政機関はもとより、全国のダルク自体、重く受け止めて頂きたい問題である。

当研究者らは、わが国が早急にすべき事は、薬物依存症者を受け入れる施設とシステムの整備であるという認識の下で、わが国での「治療共同体」導入を想定して、わが国に適した「治療共同体」とはどのような物なのかを検討すると共に、既存の社会資源（ダルク、家族会と少年鑑別所）の有効利用法、ならびにその有効性を明らかにしようと試みた。特に、家族会については、「薬物乱用防止新5か年戦略」で「薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する」と唱われてはいるものの、その具体策は示されてこなかった。この「家族への相談体制・支援等の充実」は、「民間団体等との連携の強化」とともに、「第三次薬物乱用防止5か年戦略」でも謳われている。「そこで本研究では、薬物乱用・依存者を持つ家族の実態調査を実施すると同時に、家族会の有効性を検証した。

D. 結論

薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するために、薬物乱用・依存等の実態を把握し、同時に、「回復」に向けての対応策を提示するための研究を実施した。

■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

研究1-1：薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査

①有機溶剤の生涯経験率は男子で0.9%、女子で0.6%、全体では0.8%であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。②有機溶剤乱用の勢いは確実に弱くなっていると考えられる。③有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常

生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。④その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。⑤結局、有機溶剤経験者群は、相対的に見れば、家庭にも、学校にもなじめず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推測することできよう。⑥また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。⑦有機溶剤乱用による健康への害知識の周知率は調査毎年に上昇していたが、今回の2008年では2006年に比べて低下していた。この結果を重く受け止め、再度、薬物乱用防止教育の実施とあり方を検討する必要がある。⑧大麻、覚せい剤の生涯経験者数は参考データ的意味合いを否定はできないが、**大麻の生涯経験率**は、男子で0.4%、女子で0.2%、全体で0.3%であり、**覚せい剤の生涯経験率**は、男子で0.4%、女子で0.2%、全体で0.3%であった。大麻の生涯経験率は、1998年をピーク(0.7%)に、以後減少はしたものの、2000年～2004年と停滞していたが、今回の2008年調査で減少傾向をはつきりと確認することができた。覚せい剤の生涯経験率は、1998年、2004年に記録した最高値(0.5%)以降、2006年、2008年と連続して減少していた。⑨大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、覚せい剤に関しては2006年調査の結果よりも低い結果であった。同時に、そもそも周知度自体が未だに高いとは言えず、薬物乱用防止教育の一層の推進が望まれる結果であった。⑩大麻、覚せい剤の入手可能性は有機溶剤乱用非経験者群に比べて有機溶剤乱用経験者群では圧倒的に高く、わが国の中学生にとって、有機溶剤を一回でも乱用すると言うことは、大麻、覚せい剤の入手が身近なものになる状況に入り込むことになるという特徴を強く示唆する結果であった。⑪法の遵守性については、同じ依存性薬物と言えども、有機溶剤及び大麻乱用への心理的垣根は喫煙よりはるかに高いことを物語っていた。⑫また、有機溶剤乱用経験者群の23.3%の者に大麻

乱用の経験があり、20.6%の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。このことは、わが国の中学生では、喫煙→有機溶剤乱用→大麻・覚せい剤乱用という流れがあることを強く示唆する結果であった。

研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

①主たる使用薬物別では、「覚せい剤症例」が52.1%と最も多く、「有機溶剤症例」14.1%と合わせると全体の2/3を占めた。②「覚せい剤症例」の病態としては精神病性障害が中心で、従来の調査と同様に長期にわたる遷延性の状態像がうかがわれた。③有機溶剤乱用は下火になりつつあるが、「使用歴を有する薬物」としては43.7%、「初回使用薬物」としても41.2%と依然として高い水準を維持しており、薬物乱用への入門薬としての役割は依然として軽視できない。④「睡眠薬症例」と「抗不安薬症例」を合わせた鎮静剤関連症例の割合は徐々に増加の傾向がみられており、これらと「鎮痛薬症例」では平均年齢、使用開始年齢など高く、複数の薬物を併用する傾向がみられた。⑤近年、大麻乱用の拡大が懸念されており、「大麻症例」は全体の2.5%と前回調査と同様に低い割合であったが、「大麻使用歴を有する症例」は全体の26.1%と高水準を保っていた。⑥「リタリン症例」は0.7%、「リタリン使用歴を有する症例」としても2.5%と低下しており、保険適用病名の変更および処方・調剤・流通管理の厳格化による一定の効果が現れていると思われた。⑦また、各症例において「治療・回復において問題となる点」としては、「使用欲求・渴望のコントロール困難」が48%と最も高く、次いで「断薬への動機付けが希薄なこと」「精神科併存症の存在」がそれぞれ1/3にみられた。⑧これらの結果から、「依存症」と「併存症」に焦点を当てた治療プログラムの充実や社会資源の整備が求められていることが明らかになった。今後も、精神科医療現場における使用薬物の動向を把握しつつ、依存と併存症に対する適切な治療的処遇の検討と実現が急務の課題であると考えられた。

研究 1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

①有機溶剤乱用経験者は（以下、乱用者）は男性で10.7%、女性で30.5%であり、大麻乱用者は男性で4.0%、女性で14.0%であった。覚せい剤乱用者は男性で0.3%、女性で6.9%であった。ブタン乱用者は男性で11.7%、女性で18.8%であった。その他、抗不安薬（安定剤）乱用が男性で5.3%、女性で17.4%であり、プロン（咳止め液）乱用は男性で2.8%、女性で10.2%であった。②従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。③有機溶剤乱用は経年的には確実に減少していた。④大麻乱用は経年的には大きな変化が認められなかった。⑤覚せい剤乱用は男女ともに2000年ころまでは増加傾向にあったが、2002年以降減少傾向を示していた。⑥入所非行児の非行程度はやや軽度化している傾向が疑われた。⑦児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスクグループであるが、これらの児童による乱用薬物は、従来の有機溶剤中心ではなくなってきていることが示された。

研究 1-4：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究

①薬物乱用経験者は、大麻2名、有機溶剤1名のみであった。②2007年度を除き、大麻が最も乱用されている薬物であった。しかし、2000～2008年度の推移を見る限り、薬物乱用経験は、減少傾向にあると言えそうである。③薬物乱用リスクが高いグループほど、生活習慣に乱れがあり、危険飲酒行動や喫煙経験が多く、反社会的な問題行動を経験している傾向がみられた。④「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」では、大学生への対策が盛り込まれ、1次予防の対象が大学生までに拡大されるようになった。しかし、薬物依存の予防という観点からは、全体を対象とする1次予防のみならず、薬物と既に関わりを持つ学生に対する再発予防（早期発見、早期介入などの2次予防）も重要である。大学では、健康管理センターや学生相談室といったセクションに、薬物乱用に対応できる専門職（精神科医、臨床心理士、保健師など）がいると考えられる。今後、こういったセクションが再発予防のプログラムを提供できる環境を作っていく必要があると考えられる。また、必

要に応じて、外部専門機関（精神保健福祉センター、精神科医療施設、自助グループなど）からの協力を得ることも重要であろう。

研究 1-5：監察医療院における薬物検出の実態に関する研究

①東京都監察医療院において取り扱った平成19年のすべての異状死総数13,154件、剖検2,647件のうち、薬毒物の検出状況を調査した。②検出された薬毒物としては、アルコール及び医薬品が非常に高頻度であり、検出率が低いもの一酸化炭素、青酸、ガス類、覚醒剤、MDMAなどが検出された。③検出された医薬品の中で最も高頻度に検出されたものが、睡眠・鎮静剤の中ではフェノバルビタール、精神・神経用剤の中では塩酸クロルプロマジン、その他として塩酸プロメタジンであり、ベゲタミンAの関与する死亡の多いことが疑われた。④又、MDMAの濫用の5例についてその中毒発生状況を調査した。いずれも剖検によって初めてその濫用が判明した若年者であった。外表検査から病死が疑われても、剖検そして検査を行うことによって薬毒物の使用が発見された事例が多かった。⑤今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

■研究2 「回復」に向けての対応策に関する研究

研究2-1：薬物依存症者に対する社会復帰資源に関する研究(2)

①わが国の薬物依存者処遇中で大きな役割を担ってきたダルクの今日的な機能を明確にし、現在の社会制度のもとで運営されるダルクが抱える問題点を明らかにするために、全国50前後あるダルクの中でも、早期から自治体と「連携」し、公的補助金（障害者自立支援制度も含めて）を受けながら「発展」し、その運営・存在が「盤石」と見られてきた1か所のダルクを例に、ダルクと現行社会制度（特に自治体による公的経済援助）との関係を検討した。②財政全体に占める公的運営費補助の割合が拡大するにつれ、本来の回復のための自助組織から、「サービス・プロバイダー」としての「役割」任務の比重が増大していた。③

このことは、不可避的に社会制度を反映した委託者側のコントロールに関わらざるを得なかつたことを意味する。④このコントロールは、行政機関から指導監査等をとおした「改善指導」という形でNPO法人としてのダルク（事実上は「理事会」）に向けられる。⑤その結果、本来、当事者活動として進められてきたダルクの運営が、行政→理事会主導型に変遷して行き、運営主体と援助スタッフとの間にコンフリクトを生み出す結果となつた。⑥結果的に、このダルクは運営上立ちゆかない状況に陥ってしまつてゐる。⑦現行の障害者自立支援法において、入寮を伴つた大半のダルクは、制度に合わせて運営を変える（NPO法人化）以外に補助金を受託する方法はなく、利用者の要援助ニーズの内容とは必ずしも合致しない規準のもとで運営せざるを得ない面が強い。⑧行政機関はもとより、全国のダルク自体、一ダルクで起きている問題を重く受け止めて、解決策を検討してゆく必要がある。⑨なお、本研究では、ヨーロッパ諸国で行政による経費負担によつて運営されるTC施設の運営状況もヒアリング調査した。行政からの運営費補助を受けて運営されるTC施設の場合、直接援助サービスの提供に関わるスタッフも回復者と専門援助職とで構成されるため、あるいは団体運営にも回復者と専門職とが同一の目的で関与するために、ダルクの場合にみるスタッフと支援者という関係でのコンフリクトは回避し易い。

社会制度の変化の中で多様に理解されてきてゐるダルクの本来的な価値と独自の機能を有効に維持するためには、意識的に別の環境を創出（TCの設置等）して、援助機能を相対化することがどうしても必要であると考えられた。

研究2-2：少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究

①薬物乱用問題を持つ少年鑑別所被収容少年のための自習ワークブックを開発し、それを用いて少年鑑別所被収容少年に対して介入を試み、その前後で尺度を用いた評価を行つた。②ワークブック終了後、薬物依存に対する自己効力感スケール得点の上昇は不十分なものであったが、薬物依存症に対する問題意識と治療に対する動機付けの程度を反映するSOCRATES項目の得点については、十分な上昇が認められた。③これらの結果から、本自習ワークブックが、薬物乱用

問題を抱える少年が自らの問題に対する認識を深め、援助を受けることの必要性の自覚を促す可能性が示唆された。④以上より、少年鑑別所入所中における「自習ワークブック」による介入は、現実的で効率的、かつ汎用性が高い方法であると考えられた。

研究2-3：薬物依存症者の治療における家族介入の有効性評価に関する研究

①薬物依存症リハビリテーション施設利用者の入所1年予後と家族の回復への取り組みとの関連について検討した。②入所1年後には対象者の39.7%が施設の職員の同意を得ないで自主退寮をしてゐた。また、薬物乱用期間が長い者ほど、自主退寮者の割合が増加することが示された。③対象者の薬物乱用期間が長い家族は、短い家族と比較して、様々な薬物関連問題に悩まされているにも関わらず、家族が支援を受けることの意義や重要性を十分理解できておらず、回復への取り組みが消極的になつてゐるケースが少なくないものと思われた。④本人の薬物乱用期間が長くなると、本人の滞在率は低下し、回復への取り組みが消極的である家族の割合も増加するが、家族の取り組みが積極的である場合は、消極的である場合に比べて、本人の滞在率が高い傾向が示され、家族支援・介入の意義はあるものと思われる。

E. 健康危険情報

特記すべき個別情報はなし。

F. 研究発表

1. 著書

- 和田 清：III. 思春期の保健 薬物の乱用・依存・中毒、思春期医学臨床テキスト、日本小児科学会編（監修 別所文雄、五十嵐隆）、診断と治療社、東京、pp. 76-pp. 80, 2008. 4. 25.
- 嶋根卓也（分担執筆）、林謙治（編著）：青少年の健康リスク-喫煙、飲酒および睡眠障害の全国調査から-、第5章 青少年の薬物乱用、自由企画・出版、東京、p97-107, 2008.
- 松本俊彦：思春期と薬物乱用、中根晃・牛島定信・村瀬嘉代子 編 詳解 子どもと思春期の精神医学、pp89-96、金剛出版、東京、2008

2. 論文発表

- 和田 清、尾崎 茂、近藤あゆみ：薬物乱用

- ・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 43(2):120-131, 2008.
- 2) 和田 清: 心の健康をめざした薬物乱用防止教育を. 特集 今こそ薬物乱用防止教育・指導の徹底を!. 心とからだの健康 Vol.13, No.133: 14-18, 2009.
 - 3) 尾崎 茂: 覚せい剤依存症の疫学的研究。最新精神医学 14(2) : 133-138, 2008.
 - 4) 嶋根卓也: 薬物依存症治療の新しい挑戦. 龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報, 第 5 号,p41-53,2008.
 - 5) 嶋根卓也、和田清: 定時制高校生における薬物乱用と問題行動との関連、日本社会精神医学会, 17(3), 233-244. 2009.
 - 6) 宮永耕: 薬物依存者処遇におけるサービスプロバイダとしての治療共同体について: 龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 5 : 現代人文社. 19-39, 2008
 - 7) 宮永耕: 覚せい剤依存者の地域生活移行支援 : 最新精神医学 14 (2) : 171-176, 2009
 - 8) Matsumoto T, Imamura F: Self-injury in Japanese junior and senior high-school students: Prevalence and association with substance use. *Psychiatry and clinical neurosciences* 62: 123-125, 2008
 - 9) Kobayashi O, Matsumoto T, Otsuki M, Endo K, Okudaira K, Wada K, Hirayasu Y: Profiles Associated with Treatment Retention in Japanese Patients with Methamphetamine Use Disorder; A Preliminary Survey. *Psychiatry and clinical neurosciences* 62: 526-532, 2008

3. 学会発表

- 1) 嶋根卓也, 和田清, 三島健一, 藤原道弘: 大学新入生における薬物乱用リスクと危険飲酒行動との関連, 日本アルコール・薬物医学会雑誌, 43(4);646-647. 第 43 回日本アルコール・薬物医学会総会, 横浜, 2008. 9. 18-19.
- 2) 嶋根卓也、鈴木雅子: 高校生における薬物乱用のハイリスクグループの特徴-反社会行動との関連から-. 55(10);556. 第 67 回日本公衆衛生学会総会, 福岡, 2008.11.5-7.
- 3) 鈴木雅子、嶋根卓也: 高校生における薬物乱用のハイリスクグループの特徴-食行動異常との関連から-. 55(10);556. 第 67 回日本公衆衛生学会総会, 福岡, 2008.11.5-7.

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）
なし

分 担 研 究 報 告 書
(1-1)

平成20年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
分担研究報告書

薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査（2008年）

研究分担者 和田 清 国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部長
研究協力者 鳴根卓也 同上（流動研究員）
尾崎米厚 鳥取大学医学部 社会医学講座環境予防医学 准教授
勝野真吾 兵庫教育大学 副学長

研究要旨 わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、特に有機溶剤乱用に関する危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2008年10月中（原則）であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国212校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。その結果、133校（対象校の62.7%）より、52,719人（対象校212校の全生徒想定数の54.8%）の回答を得た。有効回答数は52,541人（対象校212校の全生徒想定数の54.7%）であった。その結果、以下のような結論を得た。

① **有機溶剤の生涯経験率**は男子で0.9%（1年生0.7%、2年生0.9%、3年生1.1%）、女子で0.6%（1年生0.5%、2年生0.5%、3年生0.9%）、全体では0.8%（1年生0.6%、2年生0.7%、3年生1.0%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。② **有機溶剤乱用の目撃率**は着実に低下しており（全体で、1996年の11.8%から2008年の2.8%）、「身近に経験者がいる」と答えた者の率も1998年のピーク（5.2%）から着実に減少していた（1.9%）。また、有機溶剤乱用に「誘われた」ことのある者の率も2000年調査をピーク（1.8%）に調査年次毎に漸減し、2008年には1.0%であった。③ 以上を総合して、有機溶剤乱用の勢いは確実に弱くなってきていると考えられる。④ **有機溶剤乱用経験者群**では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。⑤ その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。⑥ 結局、有機溶剤経験者群は、相対的に見れば、家庭にも、学校にもなじめず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推測することができよう。⑦ また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。⑧ **有機溶剤乱用による健康への害知識の周知率**は調査年毎に上昇していたが、今回の2008年では2006年に比べて低下していた。この結果を重く受け止め、再度、薬物乱用防止教育の実施とあり方を検討する必要がある。⑨ **大麻、覚せい剤の生涯経験者数**は無回答者数よりも少なく、その意味では参考データ的意味合いを否定はできないが、参考データは参考データなりに推移を見る必要がある。**大麻の生涯経験率**は、男子で0.4%（1年生0.3%、2年生0.4%、3年生0.6%）、女子で0.2%（1年生0.1%、2年生0.2%、3年生0.4%）、全体で0.3%（1年生0.2%、2年生0.3%、3年生0.5%）であり、**覚せい剤の生涯経験率**は、男子で0.4%（1年生0.3%、2年生0.4%、3年生0.5%）、女子で0.2%（1年生0.1%、2年生0.2%、3年生0.4%）、全体で0.3%（1年生0.2%、2年生0.3%、3年生0.4%）であった。大麻の生涯経験率は、1998年をピーク（0.7%）に、以後減少はしたものの、2000年～2004年と停滞していたが、今回の2008年調査で減少傾向をはっきりと確認することができた。覚せい剤の生涯経験率は、1998年、2004年に記録した最高値（0.5%）以降、2006年、2008年と連続して減少していた。⑩ 大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、覚せい剤に関しては2006年調査の結果よりも低い結果であった。同時に、そもそもその周知度自体が未だに高いとは言えず、薬物乱用防止教育の一層の推進が望まれる結果であった。⑪ **大麻、覚せい剤の入手可能性**は2002

年から2006年にかけて減少していたが、今回の2008年調査の結果は2006年とほとんど同じか少々増加を示す結果であった。ただし、有機溶剤乱用非経験者群では「絶対不可能」を選択した者が、大麻でも覚せい剤でも男女ともに約70%弱であるのに対して、有機溶剤乱用経験者群では、大麻に関しては男子で約44%、女子で約63%の者が、また、覚せい剤に関しては男子で約43%、女子で44%の者が入手可能を選択していた。つまり、わが国の中学生にとって、有機溶剤を一回でも乱用すると言うことは、大麻、覚せい剤の入手が身近なものになる状況に入り込むことになるという特徴を強く示唆する結果であった。¹²⁾ 薬物の乱用経験率には、法の遵守性が大きく影響すると考えられる。喫煙については全体の約9%の者が「少々ならかまわない」を選んでいるのに対して、「シンナー遊び」に関してそれを選んだ者は1.3%に過ぎず、大麻では1.6%であったことは、同じ依存性薬物と言えども、有機溶剤及び大麻乱用への心理的垣根は喫煙よりはるかに高いことを物語っている。¹³⁾

また、有機溶剤乱用経験者群の23.3%（男子で20.6%、女子で27.0%）の者に大麻乱用の経験があり、20.6%（男子で19.4%、女子で22.1%）の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。このことは、わが国の中学生では、喫煙→有機溶剤乱用→大麻・覚せい剤乱用という流れがあることを強く示唆する結果であった。

（なお、2002年調査の報告書から、有機溶剤、大麻、覚せい剤乱用の生涯経験率、1年経験率、目撃率、乱用者周知率、生涯被誘惑率については、「無回答」を除いて計算し直した値を文章上は採用することにした。その結果、表での値と異なることがある。）

A. 研究目的

第三次覚せい剤乱用期に入って、10年以上が経過した。この間、わが国での薬物乱用状況は確実に変化してきている。その変化の特徴は、2006年での不正事犯数における有機溶剤と大麻の入れ替わりに象徴されるように「違法」から「脱法」への流れであり、有機溶剤優位型である「わが国独自型」から大麻優位の「欧米型」への変化としてとらえることができる²³⁾。

ただし、薬物乱用により精神障害をきたして精神病院を受診した患者調査（2006年）での初回使用薬物としては、有機溶剤が44.3%と断トツに高く²⁴⁾、覚せい剤の入手可能性の高まりの中で、有機溶剤乱用の経験なしに、いきなり覚せい剤乱用を始める若者の増加が推定される第3次覚せい剤乱用期においても、有機溶剤乱用が依然として重要な役割を担っていることを示唆している。

すなわち、わが国では、飲酒・喫煙を除けば、有機溶剤の乱用が精神医療の面からみて、その後の覚せい剤乱用への門を開く「ゲイトウェイ・ドラッグ」²⁵⁾としての役割を相変わらず担っている可能性が相変わらず高いと推定される。

この有機溶剤乱用は、14歳から16歳で開始されることが多い²⁶⁾、予防対策上は中学生が重要である。したがって、中学生における有機溶剤乱用（「シンナー遊び」）の実態を把握し、有機溶剤乱用に

関連するハイリスク・ファクターを特定することは、わが国における薬物乱用防止対策上、不可欠である。

同時に、中学生における喫煙、飲酒は、有機溶剤乱用と強い関係を有していると推定され^{27) 28) 29)}、中学生における喫煙と飲酒の一部が有機溶剤乱用開始ないしは継続への「ゲイトウェイ」になっている可能性が高い²¹⁾。

以上の考え方から、平成20年度、平成8年度に初めて実施した、「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」³⁰⁾の第7回目調査を実施し、薬物乱用防止対策の基礎資料に供することを目的とした。

B. 研究方法

調査は、下記方法によって選ばれた対象校で、原則として、2008年10月中（一部11月～12月中）に、全生徒による自記式調査として実施した。

対象校の抽出方法には層別一段集落抽出法を用いた。抽出に用いたデータベースは、2008年版の全国学校総覧³¹⁾である。どの都道府県からも最低1校は抽出されるようするために、都道府県を層とし、中学生数に比例して都道府県毎に対象校の抽出を行った。すなわち、中学生数の最も少ない鳥取県での調査校数を1とし、その他の都道府